

神崎町第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務事業者評価基準

1 趣旨

この基準は、神崎町第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務に関する企画提案のうち、最も優秀な企画提案を行ったと認められる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法及び評価基準

(1) 1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等について、各評価項目における評価基準に基づき書類審査を実施する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

プレゼンテーションと選考委員によるヒアリングを実施し、各評価項目における評価基準に基づき審査を実施する。

(3) 受託候補者の決定方法

1次審査と2次審査の点数を合計し、合計点数が最も高い事業者を受託候補者とし、2位となった事業者を次点とする。

また、受託候補者及び次点事業者となるには、選考委員による評価項目の採点において、以下の条件を全て満たす必要がある。

- ・1次審査の評価項目の採点において、小計（40点満点）の6割（24点）以上の得点を有すること。
- ・2次審査の評価項目の採点において、小計（60点満点）が選考委員の平均で6割（36点）以上の得点を有すること。

※1次審査の採点において、条件を満たさない事業者については、2次審査を実施しないものとする。

※1次審査と2次審査の合計点が同一の場合は、委員長に決するところとする。